

愛知県では、中国江蘇省との経済連携協定に基づき、江蘇省に進出している県内企業支援のため、「愛知県江蘇省サポートデスク」を運営しています。

私共、上海納克名南企業管理咨询有限公司が愛知県から業務委託を受け、2024年度の運営業務を担っております。

進出企業の皆様の関心があると思われる内容につき、今年度 2 回目となるメールマガジンを配信させていただきます。

最後までお読みいただければ幸いです。

---

愛知県江蘇省サポートデスク メールマガジン 2024 vol.2

### 中国会社法改正 その3

---

2023年12月29日に会社法の改正が決定し、2024年7月1日から施行されることとなりました。昨年度に2回案内しておりますが、今回も引き続き、改正内容について、説明させていただきます。

#### 1, 従業員代表

従業員300人以上の有限責任公司の場合、監事会を設置し、従業員代表を監事会メンバーとしている場合を除き、従業員代表を董事会メンバーとすべきとされています。

従業員代表とは、従業員代表大会等、民主的な手続きにより選任されることとなっています。

従来は従業員代表は董事会メンバーとすることが「できる」、という表現から「すべき」という表現に変更されたため、より強制力が強くなった、という状況です。

#### 2, 監査委員会

第69条に下記の内容が規定されています。

---

有限責任公司は定款の規定に基づき、董事会の中に董事から構成される監査委員会を設置することができ、監査委員会は監事会の職責を履行し、監事会あるいは監事を設定しなくてよい。董事会メンバーである従業員代表は監査委員会のメンバーとなることができる。

---

監事会もしくは監事の設定に代わり、監査委員会を設置することが新たに認められました。従業員代表はメンバーとなることが「できる」という表現にとどまっています。

#### 3, 監事

第83条に全出資者の一致決議により、不設置とすることができる規定が新設されています。

また、監事会を設置する場合は、3人以上で、その中に従業員代表が含まれるべきと規定されています。こちらは改正前の会社法でも同様の規定であったため、今後の運用に注意が必要です。

---

7月1日からの施行を踏まえ、6月20日（木）に開催する意見交換会では開澤法律事務所 王弁護士による「中国会社法改正 日系現地法人が最低限抑えておくべきポイント」について、講演頂きます。お申込みがまだの方は、お申込みをお待ちしております。ぜひご参加ください。